

平成30年度日進市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会

次 第

と き 平成30年6月25日（月）
午後1時30分～
ところ 日進市役所本庁舎4階第2会議室

1 あいさつ

2 議事

（1）会長等の選出について

（2）高齢者福祉・介護保険事業運営協議会について（資料1）

（3）日進市の高齢者福祉の状況について（資料2）

（4）第7期にっしん高齢者ゆめプランについて

3 その他

日進市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会委員 名簿(案)

	氏 名	部会	選任する内容	備 考
1	田川 佳代子	包括	学識経験を有する者	愛知県立大学 教育福祉学部教授
2	井手 宏	密着	保健・医療・福祉 関係者	東名古屋医師会 日進支部
3	山岡 林二	包括		愛豊歯科医師会 日進支部
4	浅井 考介	密着		日進市薬剤師会
5	土山 典子	包括		愛知県瀬戸保健所
6	小林 宏子	密着		介護相談員
7	丹羽 一生	密着		日進市民生委員児童委員
8	加藤 利秋	包括		日進市社会福祉協議会
9	大山 英之	密着	介護サービス、介護予 防サービスの事業者	医療法人財団 愛泉会
10	藤嶋 日出樹	包括		社会福祉法人 日進福祉会
11	大川 彰治	密着		有限会社 三ヶ所
12	大畑 美和子	包括		社会福祉法人 愛知三愛福祉会
13	諏訪 正美	密着		特定非営利活動法人 健やかネットワーク
14	千葉 佳代子	包括	介護保険被保険者 (公募の市民)	
15	山口 朝子	密着		
16	神野 建三	包括	市長が必要と認める者	日進市老人クラブ連合会

◎会長 ○副会長

任期：平成33年3月31日まで

日進市附属機関の設置に関する条例

平成26年12月19日
条 例 第 25 号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

(担任意務)

第3条 附属機関（前条の附属機関をいう。以下同じ。）の担任する事務は、別表担任意務の欄に掲げるとおりとする。

(委員)

第4条 附属機関の委員（以下この条において「委員」という。）の定数は、別表委員定数の欄に掲げるとおりとする。

2 委員は、別表委員構成の欄に掲げる者のうちから、当該附属機関の属する執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、別表委員任期の欄に掲げるとおりとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(旧附属機関の廃止及び新附属機関の設置に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に存する合議体で別表に掲げる附属機関のいずれかに相当するもの（以下「旧附属機関」という。）にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、それぞれ同表に掲げる附属機関（以下「新附属機関」という。）にされた諮問とみなし、当該諮問について旧附属機関がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

(委員の任期の特例)

- 3 この条例の施行の際現に旧附属機関の委員である者は、この条例の施行の日到新附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、これらの委員の任期は、別表に掲げる委員の任期にかかわらず、旧附属機関の委員の残任期間とする。

別表 (第2条関係)

執行機関	名称	担当事務	委員定数	委員構成	委員任期
市長	日進市名誉市民推挙委員会	名誉市民の推挙について調査審議すること。	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他市長が必要と認める者	2年
	日進市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会	(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項の規定に基づく日進市介護保険事業計画及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項の規定に基づく日進市高齢者福祉計画に関し必要な事項を調査審議すること。 (2) 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに係るサービス費の額、事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する事項を調査審議すること。 (3) 地域包括支援センターの設置、運営等に関する事項を調査審議すること。	20人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 保健・医療・福祉関係者 (3) 介護サービス、介護予防サービスの事業者 (4) 介護保険被保険者(公募の市民) (5) その他市長が必要と認める者	3年以内

○日進市附属機関の設置に関する条例施行規則

平成27年3月3日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、日進市附属機関の設置に関する条例(平成26年日進市条例第25号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、市長の附属機関(以下「附属機関」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務等)

第2条 附属機関は、市長の諮問に応じ、条例別表に定めるその担任する事務について意見を述べるものとする。

2 附属機関は、前項に規定するほか、市長の求めにより、条例別表に定めるその担任する事務について調停、審査、審議又は調査等を行うものとする。

(会長及び副会長)

第3条 附属機関に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は附属機関を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 附属機関の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会長及び副会長並びに会議の特例)

第5条 市長は、前2条の規定にかかわらず、別に規則で特別の定めをすることができる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 附属機関に、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 附属機関の庶務は、別表に定める部課等において処理をする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

附属機関の名称	庶務担当の部課等
日進市名誉市民推挙委員会	企画部秘書広報課
日進市訴訟支援審査委員会	企画部人事課
日進市姉妹・友好都市委員会	市民生活部市民協働課
日進市市民自治活動推進補助金審査会	市民生活部市民協働課、環境課
日進市市民自治活動推進事業選定委員会	市民生活部市民協働課、環境課
日進市地域公共交通会議	市民生活部生活安全課
日進市地球温暖化対策地域協議会	市民生活部環境課
日進市環境基本計画策定委員会	市民生活部環境課
日進市地球温暖化対策実行計画策定委員会	市民生活部環境課
日進市一般廃棄物処理基本計画策定委員会	市民生活部環境課
日進市いきいき健康プランにしん21推進委員会	健康福祉部健康課
日進市わたしのまちのしあわせづくり委員会	健康福祉部地域福祉課
日進市障害者自立支援協議会	健康福祉部介護福祉課
日進市老人ホーム入所判定委員会	健康福祉部地域福祉課
日進市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会	健康福祉部地域福祉課
日進市福祉有償運送運営協議会	健康福祉部地域福祉課
日進市社会福祉法人審査委員会	健康福祉部介護福祉課
日進市社会資本整備総合交付金評価委員会	建設経済部都市計画課
日進市食育推進委員会	建設経済部産業振興課

日進市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会の運営に関する規則

平成27年4月9日
規則第65号

(趣旨)

第1条 この規則は、日進市附属機関の設置に関する条例施行規則（平成27年日進市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、日進市高齢者福祉・介護保険事業運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 規則第7条の規定に基づき、協議会に次に掲げる部会を置く。

- (1) 地域密着型サービス運営部会
- (2) 地域包括支援センター運営部会
- (地域密着型サービス運営部会)

第3条 地域密着型サービス運営部会は、地域密着型サービスの指定及び適正な運営の確保に係る次の事項を所掌する。

- (1) 地域密着型サービスの指定に際し、市長に対して意見を述べること。
- (2) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関し、市長に対して意見を述べること。
- (3) 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について協議すること。

(地域包括支援センター運営部会)

第4条 地域包括支援センター運営部会は、地域包括支援センターに係る次の事項を所掌する。

- (1) 地域包括支援センターの設置等に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの運営に関すること。
- (3) 地域包括支援センターの公正・中立性を確保する観点等から第2条に規定する部会が必要であると判断した事項に関すること。
- (4) その他地域包括ケアに関すること。

(部会の構成員)

第5条 各部会の委員（以下「部会委員」という。）は、協議会の委員の中から会長が指名する。

- 2 各部会に部会長及び副部会長を置く。部会長は、部会委員の互選により定め、副部会長は、部会委員のうちから部会長が指名する。

- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第6条 各部会は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

- 2 各部会は部会委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した部会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 地域密着型サービス運営部会において、第3条第1号及び第2号に規定する事項について審議を行う場合においては、当該部会の部会委員が審議に係る地域密着型サービス事業者（指定申請者を含む。）である法人又は団体の役員若しくは職員であるときは、当該部会委員は審議に参加することができない。
- 5 地域包括支援センター運営部会において、第4条第1号に規定する事項について審議を行う場合においては、当該部会の部会委員が審議に係る地域包括支援センターの設置者（設置希望者を含む。）である法人又は団体の役員若しくは職員であるときは、当該部会委員は審議に参加することができない。

(意見聴取)

第7条 協議会は、必要に応じ関係者を出席させ、高齢者福祉及び介護保険に関する説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 協議会の委員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解任)

第9条 市長は、協議会の委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

- (1) 委員の資格を失ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) その他職務を行うことが適当でないと認められるとき。

(庶務)

第10条 地域密着型サービス運営部会の庶務は健康福祉部介護福祉課において、地域包括支援センター運営部会の庶務は健康福祉部地域福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、協議会及び各部会に関し必要な事項は、市長が別に定める。ただし、会議の運営に関し必要な事項は、会議に諮り会長又は部会長が定めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

高齢者福祉・介護保険事業運営協議会のスケジュール(案)

		30年度				31年度	備 考
		6月	7月	2月	3月		
担 任 事 務	(1)介護保険事業計画及び 高齢者福祉計画の調査審議 (介護保険法第117条第1項及び 老人福祉法第20条の8第1項)						平成33年 3月31日まで
	(2)地域密着型サービス及び 地域密着型介護予防サービスに係る サービス費の額、事業者の指定、 事業の人員、設備、運営に関する 基準等の調査審議 (介護保険法第42条の2第5項、 第78条の2第7項、第78条の4第6項)						
	(3)地域包括支援センターの設置、 運営等の調査審議 (介護保険法施行規則第146条の66)						平成33年 3月31日まで
		任期					
		高齢者福祉・介護保険事業運営協議会 予定					
		第1回 第2回					
		・部会構成 員の選定 ・ゆめプラン について ・各部会より 報告 ・H30年度実 績の報告					
		ゆめプラン 計画期間					
		第7期計画					

各部会のスケジュール(案)

担 任 事 務	地域密着型サービスの指定及び 適正な運営の確保に係る事項 ・指定 ・指定基準、介護報酬の設定 ・質の確保、運営評価 ・その他必要である事項	第1回	以後必要に応じて		
		地域密着型 サービス 運営部会 予定	・地域密着型 サービス公募 事業者の選 定・報告など		
担 任 事 務	地域包括支援センターに係る事項 ・設置等 ・運営 ・公正・中立性を確保する観点から 必要であると判断した事項 ・その他地域包括ケア	第1回	第2回		
		地域包括 支援センター 運営部会 予定	・地域包括 ケアにつ いてなど ・H30年度実績 の報告 ・介護予防支援 業務の公正・中 立性について など		